

新型コロナウイルス感染症対策を
実施する店舗を群馬県が認定、応援!

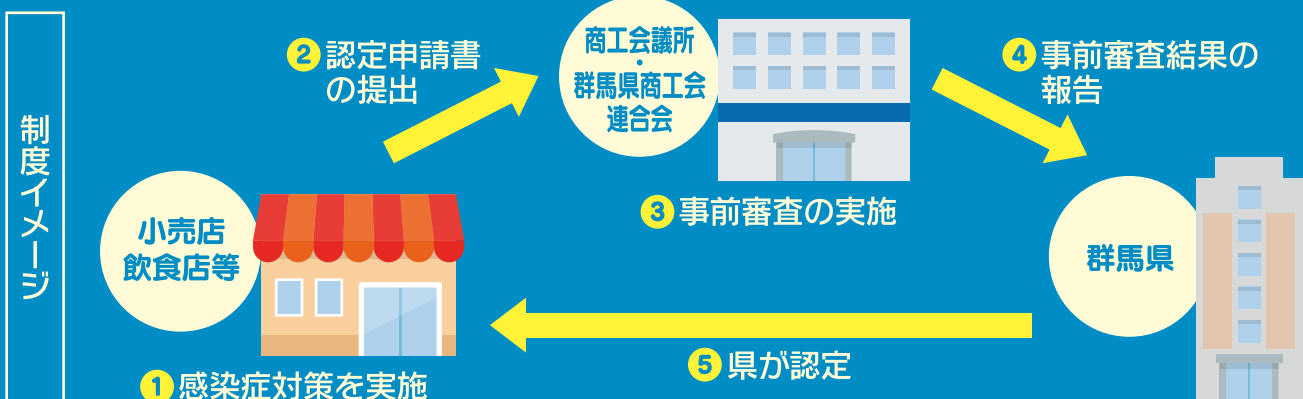
ストップ
コロナ!

対策店 認定制度

感染症対策を適切に行っている
事業者を群馬県が認定します!

認定取得事業者には、認定ステッカーとポスターを配布、
県ホームページに店舗名、住所、電話番号等の掲載など、メリット盛り沢山!
安全安心な店舗としてPRできます!

安全
安心
GUNMA



お問い合わせ

群馬県 産業経済部 経営支援課 流通・サービス業係

TEL 027-226-3342 URL http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html



ストップ コロナ! 対策店認定制度

- 新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けている小売・飲食サービス業等の事業者は、インターネット販売、テイクアウトやデリバリーなど、新しい営業手法を取り入れ、業績回復を図るとともに、業界ごとに作成したガイドラインに基づいて、様々な感染防止対策を行っています。
- 事業者の多くは、先行きが見通せない中、客足の回復に不安を抱いており、消費者の側においても、各店舗が安心して対策を取っているか心配する声も挙がっています。
- このことから、県では業界ごとに作成しているガイドライン等に基づき、感染症対策を適切に行っている事業者を認定する制度を創設しました。



① 認定を取得した事業者には、
認定ステッカーとポスターを配布!
安全安心な店舗としてPRできます!

② 希望する認定取得事業者は、
**県ホームページに店舗名、住所、
電話番号等を掲載!**

③ 認定を取得した他の事業者と連携し、
新しいビジネスに取り組む場合、
ニューノーマル創出支援事業の活用が可能!

※ニューノーマル創出支援事業の詳細については、県ホームページをご確認ください。

対象事業者

業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を行った小売や飲食サービス業等^(※)を営む県内の中小・小規模事業者

※主に日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の大分類「宿泊業、飲食サービス業」、「小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」に該当し、BtoCの事業を営む事業者

申請期間

第1次受付:令和2年7月17日(金)~7月27日(月)

第2次受付:令和2年8月17日(月)~8月31日(月)

第3次受付:令和2年9月中旬~

※第1次受付については、準備の整った商工団体(申請先)から順次開始します。

※第3次以降の申請期間について、決まり次第、県ホームページでお知らせします。

※申請期間は変更になる場合もありますので、県ホームページで最新の情報をご確認ください。

申請場所

各商工会議所または群馬県商工会連合会

※店舗の場所によって申請先が異なります。

詳しくは県ホームページをご確認いただき、メールもしくは郵送、持参により申請してください。

※商工会議所、商工会の会員、非会員は問いません。

申請書類

県ホームページに掲載されている申請様式をダウンロードし、必要事項を記載してください。

お問い合わせ

群馬県 産業経済部 経営支援課 流通・サービス業係

TEL 027-226-3342 URL http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html

